

## ジャパン SDGs アクション推進協議会 規約

(名 称)

### 第1条

本会は、ジャパン SDGs アクション推進協議会（以下「協議会」）と称する。

(目 的)

### 第2条

本協議会は、日本におけるSDGsアクションの推進に向けて、官民のあらゆるステークホルダーの参画のもと、日本におけるSDGsのさらなる認知拡大と、国連が提唱するSDGs達成に向けた「行動の10年」に沿った具体的な行動に移す取り組みを、「ジャパンSDGsアクション」として、一体感をもって推進することを目的とする。

(事 業)

### 第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 「ジャパンSDGsアクション」の実施方針等の検討
- (2) 「ジャパンSDGsアクション」の推進に向けた取り組みについての検討
- (3) 「ジャパンSDGsアクション」の普及啓発活動及び推進活動の実施
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

### 第4条

- 1 会員とは協議会の趣旨に賛同し、委員会のメンバーとして活動する業界団体等をいう。
- 2 入会を希望する者は、会員の推薦により、会議の承認を受けなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、書面により届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。
  - (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
  - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
  - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
  - (4) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(役員及び職務)

### 第5条

- 1 会長は、会員の互選により決定する。
- 2 会長は、副会長を指名する。

- 3 会長は、会員以外の者から監事を委嘱する。
- 4 会長は、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(会議)

#### 第6条

- 1 会議は、協議会の活動及びその他運営に関する重要事項を議決する。
- 2 会議は、事務局が招集する。
- 3 会議は、現在会員数の、代理出席・委任状を含め3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 会議は、やむを得ない場合に限り、会員の代理出席を認める。
- 6 会議は、必要に応じ書面による開催とすることができる。
- 7 議題により、事務局が推薦し、会員が承認した者を、会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会等)

#### 第7条

- 1 協議会の目的達成のために、委員会等をおくことができる。
- 2 委員会等とは、専門的なテーマに応じて調査研究、提言、普及・広報等を実施するために、外部有識者等により組織された委員会、ワーキンググループ等とする。
- 3 委員会等の委員は、事務局又は会員が推薦し、会議において承認する。

(経費)

#### 第8条

第3条に掲げる事業に関する経費は、神奈川県負担金及び企業等の協賛金をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

#### 第10条

協議会に、事務を処理するための事務局を神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室、滋賀県総合企画部企画調整課、徳島県政策創造部総合政策課、沖縄県企画部企画調整課SDGs推進室内に置き、事務局長は、神奈川県いのち・未来戦略担当理事をもって充てる。

(解散)

第11条

協議会は、会議において、会議の出席者数の4分の3以上の議決を得た場合に解散する。

(守秘義務)

第12条

- 1 会員は、協議会の活動を通じて知り得た他の会員の営業、ノウハウ、技術等に関する情報を当該者の了解なしに、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、知得する以前に既に公知となっている場合は、この限りではない。
- 2 会員は、会議体に参加していない者又は組織に対して、協議会の活動成果が公開される前にその検討過程の情報を提供してはならない。ただし、提供することが会員又は協議会にとって利益になる情報であって、事前に事務局の承認を得たものはこの限りではない。

(規約の変更)

第13条

本規約は、会議の出席者数の3分の2以上の議決を得た場合に変更することができる。

(雑則)

第14条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年12月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。